

洲本市地域防災計画

第6編 災害復旧・復興計画

令和6年2月

洲 本 市

目 次

第1章 災害復旧・復興の基本方針	1
第1節 地域の復旧・復興の基本方針の決定	1
第2章 災害復旧計画	2
第1節 迅速な現状復旧の進め方	2
第2節 被災者等の生活再建等の支援	6
第3章 災害復興計画	12
第1節 組織の設置	12
第2節 復興計画の策定	13

第1章 災害復旧・復興の基本方針

第1節 地域の復旧・復興の基本方針の決定

〔関係各部署〕

第1 趣 旨

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

第2 内 容

1 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方針の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため、市は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を、関係機関との緊密な連携を図りながら収集し、整理分析を行う。

2 地域住民の意向の把握

市は、被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方針に対する協力の増進と合意の形成に努める。

3 基本方針の策定

市は、復旧・復興の基本方針の策定に当たって、関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた、統一かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

第2章 災害復旧計画

第1節 迅速な現状復旧の進め方

〔関係各部署〕

第1 趣 旨

市は、災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて、災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

第2 内 容

1 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、復旧計画を速やかに策定する。計画の策定に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

2 事業の実施

市は、国、県等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置を講じる。

第3 災害復旧事業

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 漁港災害復旧事業
- ⑩ 下水道災害復旧事業
- ⑪ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地農業用施設災害復旧事業
- ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ③ 林道施設災害復旧事業

(3) 都市施設等災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市排水施設等災害復旧事業

- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業
- (11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

市は、甚大な被害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による指定を受け、迅速に復旧事業を推進する。

(1) 激甚災害に関する調査

市は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助の交付手続

市は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、県に提出する。

(3) 激甚法に定める事業

激甚災害に関する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

① 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a) 公共土木施設災害復旧事業
- b) 公共土木施設災害関連事業
- c) 公立学校施設災害復旧事業
- d) 公営住宅等災害復旧事業
- e) 生活保護施設災害復旧事業
- f) 児童福祉施設災害復旧事業
- g) 老人福祉施設災害復旧事業
- h) 障害者福祉施設災害復旧事業
- i) 婦人保護施設災害復旧事業
- j) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- k) 感染症予防事業
- l) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- m) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- a) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- b) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- c) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- d) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- e) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- f) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- g) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- h) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- a) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- b) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- a) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- b) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- c) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- d) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- e) 水防資材費の補助の特例
- f) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- g) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- h) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

② 局地激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a) 公共土木施設災害復旧事業
- b) 公共土木施設災害関連事業
- c) 公立学校施設災害復旧事業
- d) 公営住宅等災害復旧事業
- e) 生活保護施設災害復旧事業
- f) 児童福祉施設災害復旧事業
- g) 老人福祉施設災害復旧事業
- h) 障害者福祉施設災害復旧事業
- i) 婦人保護施設災害復旧事業
- j) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- k) 感染症予防事業
- l) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- m) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- a) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- b) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- c) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- a) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- b) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

エ その他の財政援助措置

公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 災害復旧事業に必要となる金融及びその他の資金措置

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法に基づき、融資する。

① 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

② (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資、並びに小規模企業者等設備資金等の貸付及び信用保証協会の保証による融資を行う。

市は、県との連携のもと、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

〔関係各部署〕

第1 被災者生活再建支援金

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

1 内容

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 報告・適用手続

① 報告

県は、上記(1)①～⑥のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると思われる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告する（内容に変更があった場合は、その都度報告）。

ア 災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況

エ 法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市区町名又は県名

オ その他必要な事項

② 適用

県は、発生した自然災害が上記(1)①～⑥のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。

また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告のうえ、公示を行う。

ア 法の対象となる自然災害が発生した市区町名又は県名

イ 当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数

ウ 公示を行う日

エ その他必要な事項

(3) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給額(下記アとイの合計で最大 300 万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区 分 ((3)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100 万円	建設・購入 200 万円 補修 100 万円
④世帯	50 万円	賃借 50 万円
⑤世帯	—	建設・購入 100 万円 補修 50 万円 賃借 25 万円

(注) 1 単数世帯は上記支給額の 3 / 4

2 申請期間：自然災害発生からアが 13 月間、イが 37 月間

(5) その他

市は、被災者がいち早く生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備や制度の周知等に努める。

第2 住宅の復旧・再建支援

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

なお、建物の復興に伴い、借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、県を通じて、国に「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」（平成25年法律第61号）の適用申請を行う。

1 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入又は補修資金の融資
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

2 災害公営住宅

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理する。

(2) 建設のための要件

① 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合
(次のいずれかに該当すること。)

- ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- イ 1市町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ウ 滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

② 火災による場合

(同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること。)

- ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- イ 滅失戸数が1市町の住宅戸数の10%以上のとき。

(3) 入居者の条件

(次のいずれにも該当すること。)

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。(政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12)

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内(激甚災害の場合は50%以内)

(5) 規 格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

(6) 国庫補助

建設に要する費用の2/3国庫補助(激甚災害の場合は3/4)

(7) 建設年度

原則として、災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

(1) 国庫補助適用の基準

① 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。

再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。

② 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

ア 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

イ 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別復旧工事別補助率

滅失・再建設：1/2

損傷・補修：1／2
(激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。)

4 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

① 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

② 対象となる災害

ア 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

イ 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

③ 融資を受けることができる住宅の基準

ア 新築家屋（建設）の基準

a) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1／2以上であること。

b) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

c) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

d) 土地の権利が転貸借でないこと。

e) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

イ 補修の基準

上記 a) b) c) d) のとおり。

④ 条件（令和5年9月1日現在）

ア 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合-----3,700万円

土地を取得しない場合-----2,700万円

イ 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年1.22%（令和5年9月1日現在）

ウ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）

補修の場合は20年以内（据置1年）

⑤ 融資の手続

融資を希望する者は、市町の発行する罹災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

5 被災者生活再建支援金

（→再掲「本節第1 被災者生活再建支援金」）

6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「(公財)共済基金」という。）が共済給付金を給付する。

① 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害

② 共済給付金

区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】
住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住10万円
マンション共用部分再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	—

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - ① 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - ② 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

③ 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、(公財)共済基金に請求する。

④ 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内

第3 災害義援金の募集等

災害による被災者の生活を支援するため、災害義援金の募集等について定める。

1 募 集

市は、大規模な災害発生等により、被災者の生活の支援に当たり、災害義援金の募集が必要と認められる場合は、受け入れるべき口座を開設し、広く広報を行うことで、被災者に対する災害義援金の募集を実施するとともに、寄託者及び受入れ額等について記録する。

また、災害の規模及び広域性等を考慮し、必要に応じ、次の関係機関が共同又は協力し、募集方法・期間及び広報の方法等を定めて募集を行う。

- (1) 兵庫県
- (2) 被災市町
- (3) 兵庫県市長会
- (4) 兵庫県町村会
- (5) 日本赤十字社兵庫県支部
- (6) 兵庫県共同募金会
- (7) 兵庫県商工会議所連合会
- (8) 兵庫県商工会連合会
- (9) 神戸新聞厚生事業団
- (10) 日本放送協会（NHK神戸放送局）
- (11) 株式会社ラジオ関西
- (12) 株式会社サンテレビジョン
- (13) 学識経験者等

2 配 分

(1) 市は、災害義援金配分委員会を設置し、受入れた義援金の内容について報告するとともに、被災者に対する義援金の配分額、時期及び方法等について決定する。

(2) 県は、上記関係機関の参画により義援金を募集した場合、義援金に関する募集委員会を設置し、義援金の配分等について、次の項目について協議及び決定する。

また、募集委員会は、義援金総額及び被災状況を考慮し、迅速に配分基準を定める。

- ① 募集方法及び配分方法
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

3 配分先を指定した義援金

寄託者が、配分先及び用途等を指定した義援金を受け付けた各関係機関は、自己の責任において適切に処理する。

4 その他

(1) 市は、市の口座に受入れる義援金の募集及び配分等に関する庶務を行う。

(2) 各関係機関における義援金の募集及び配分等に係る事務負担については、必要に応じ、その都度協議する。

第3章 災害復興計画

第1節 組織の設置

〔全部署〕

第1 趣 旨

著しい被害を受けた被災地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 組 織

1 復興本部の設置

市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、必要があると認めるときは、応急措置及び復旧事業の実施状況を勘案し、復興本部を設置する。

なお、復興本部は、横断的な組織とし、部及び班等を設置し、その構成及び事務分掌等については、設置の際に定める。

2 復興本部の組織及び運営

復興本部の組織及び運営は、災害の規模及び被害状況等を勘案し、決定するが、対策の一貫性及び連続性を考慮し、それまでに実施した事務及び事業との整合性を図る。

第2節 復興計画の策定

〔企画情報部各課 関係各部署〕

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域における市民の速やかな生活の安定、及び被災地域の創造的な復興を総合的に推進するため、復興計画を策定するに当たっての基本的な考え方及び手順等について定める。

第2 復興計画

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を策定し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、必要に応じて、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

1 復興計画の策定手順

復興計画の策定に当たっては、基本方針を示した「基本構想」、中長期にわたる総合的な復興推進を図るための全体計画としての「復興事業計画」、及び緊急対応を要する分野についての「分野別緊急復興事業計画」等により構成し、明確な戦略及び年次計画による進捗管理を行いつつ、復興を推進する。

また、復興計画の策定準備段階においては、多様な価値観を有する様々な行動主体からの参画を得られるよう、次の取組の実施に努める。

- (1) 被災者、有識者、市民団体及び市民等からの意見募集（パブリックコメント）
- (2) 有識者及び各種団体等で構成される策定委員会又は各分野別委員会等の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム及びフォーラムの開催による意見の吸い上げ等

2 復興計画の策定

(1) 策定に当たっての留意事項

市は、復興計画の策定に当たって、災害の規模及び社会情勢等に応じたものとなるように次の事項等に留意する。

① 多様な行動主体に対する参画及び協働への働きかけ

災害復興においては、単に復旧する＝元通りになるというだけではなく、再度の災害発生に対し、いかに立ち向かうかということが焦点のひとつとなり、市民における求心力を発揮する要因となる。

そのため、まず市民自らによる「自分たちの生活は自分たちで守り、創造していく」という意識を喚起し、今後にわたって継続的な取組として定着していくことが重要である。

そこで、市民、企業及び団体等、多様な価値観を有する行動主体からの主体的な参画を得て、相互に連携し、協働して復興を進めていくことができるしくみづくりが求められる。

その際には、特に女性や要配慮者等の参画を促進する。

② 市民のニーズ及び社会情勢の変化等を反映できる継続的なフォローアップ体制

著しい災害から物心両面の復興を成し遂げるには、相当の期間を要するため、当初の計画に固執するばかりではなく、市民のニーズの多様性及び社会情勢の変化等、時代の流れを見極め、確実に対応することができるよう、柔軟で機動的な計画運用体制の保持について配慮が必要となる。

③ 阪神・淡路大震災等の経験の活用

阪神・淡路大震災をはじめとする、国内外における大規模災害の検証結果及び復興過程から

得られた貴重な経験等を活用することにより、災害経験の固定化がもたらす正常化の偏見を排し、客観性を確保しつつ、地域の実情に応じた内容となるよう配慮する。

(2) 計画の構成

- ① 基本方針
基本理念、基本目標
- ② 復興事業計画
事業体系、全体計画、スケジュール
- ③ 分野別緊急復興事業計画
 - ア 市民生活
※次の項目についても留意し、必要に応じ独立した項目として取り扱う。
 - 環境・衛生
 - 保健・医療・福祉
 - 教育・文化
 - イ 住宅
 - ウ 都市基盤
 - エ 産業・雇用

3 分野別緊急復興事業計画の内容

市は、被災地域の創造的な復興を推進する上で、特に重要かつ緊急の対応が必要となる分野について、災害の規模及び社会情勢等に応じ、分野別緊急復興事業計画を策定する。

(1) 市民生活の復興

被災者をはじめ、すべての市民が安全で安心して暮らせるようになるための市民生活復興に関する計画を策定する。

※想定される計画内容例を次のとおり示す。

- ① コミュニティに根付いた生きがいつくりの推進
市民相互の日常的なふれあい、見守り及び支え合いのしくみを尊重しつつ、ボランティア及びNPO等の活動等を通じて多様な市民のニーズに対応し、生活する場としてのコミュニティの形成及び活性化を図るとともに、地域に生きる者としての誇りを育てられる生きがいを創造し、定着させていけるよう、災害体験の共有、被災者の自立及び市民同士の連携強化に向け、きめ細かな生活支援等を推進する。
- ② 保健・医療・福祉サービスの充実
障害者及び高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動等の在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等を重層的に展開することで、災害に強い市民生活の実現を推進する。
- ③ 児童生徒に対する防災知識の普及
学校教育の充実、体験を通じ生きる力を育む教育、被災児童生徒に対するこころのケア等を通じ、次代を担う若者世代において、再度の災害に当たって中心的に取り組むことができるだけの知識及び行動力を身につけさせることにより、長期的な視点に立った災害に強いひとづくりを図る。
- ④ 自立を促進するための雇用及び就業の確保並びに経済的支援
災害による失業、離職及び廃業に対し、求職者の多様なニーズに対応した雇用及び就業機会を確保するとともに、貸付制度の充実及び給付制度の適用等により、まちの活力の低下を防止することをめざす。
- ⑤ 安全で快適な住まいの提供
被災により生活の場を失った被災者に対し、応急仮設住宅の早期提供等により、安心して暮らせる住環境の維持管理を図り、被災者生活再建支援制度等の諸制度による資金を活用し、円滑な恒久住宅への移行を促進する。
- ⑥ 相談・情報提供体制の整備及び被災者支援者の活動支援

被災生活に係る様々な不安・疑問に対し、迅速かつ丁寧な対応が可能となるよう、一元的な相談窓口の設置等、情報提供体制を整備し、必要な情報が過不足なく時宜を得て伝達されるよう、被災者本人はもちろん、家族、親戚、ボランティア及びNPO等、被災者支援活動を実施する者に対する支援措置を推進する。

(2) 住宅の復興

災害により被災した住宅を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興に関する計画を策定する。

※想定される計画内容例を次のとおり示す。

- ① 早期の恒久住宅の確保
市及び県等が協力し、災害公営住宅等の建設により安定した生活基盤を提供するとともに、民間活力を活用した建設を誘導し、早期に恒久住宅が確保されることを推進する。
- ② 入居者の生活状況に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域の実情及び世帯構成に配慮し、高齢者及び障害者等の生活形態を踏まえた公営住宅等を整備し、被災者を含め住宅に困窮する市民に対し供給する。
また、公的賃貸住宅の趣旨を踏まえ、入居者の選定方法に配慮し、適正な家賃対策等を講じる。
- ③ 民間住宅の再建支援
被害を受けた住宅を補修又は再建等しようとする被災者を支援するため、被災者生活再建支援制度等諸制度を活用し、早期の住宅確保を図るとともに、民間活力による分譲住宅の供給及びマンションの再建等が円滑に実施されるよう、開発協議及び家賃対策等において支援を検討する。
- ④ 面的整備に伴う住宅建設
多数の住宅が著しい被害を受けるなど、コミュニティの維持が危惧される地域において、土地区画整理事業等、面的整備事業を実施し、良好な宅地を供給するとともに公共施設の一体的な整備を図ることで、住環境の改善を図る。

(3) 都市基盤の復興

市民生活及び産業活動の早期回復を図るため、被害を受けた道路、橋梁及び港湾等の主要交通施設、並びにライフライン施設及び各種保全施設等を緊急に復旧するとともに、従来以上に災害に強い地域として再生するため、都市基盤に関する復興計画を策定する。

※想定される計画内容例を次のとおり示す。

- ① 主要交通施設の整備
道路、橋梁及び港湾等の主要交通施設の早期復旧に当たり、耐震性の向上を図ることで災害に強い地域の骨格となるとともに、複合的かつ重層的なネットワーク化による交通機能の強化を推進する。
- ② 被災市街地の整備
土地区画整理事業等、面的整備事業を実施し、被災市街地の創造的な復興及び災害に強いまちづくりの早期実現を図る。
- ③ ライフラインの整備
基幹的な生活基盤施設である上下水道の早期復旧を図るに当たって、耐震性を強化するとともに、電力供給及び電気通信施設等の信頼性及び安全性を向上させるため、共同溝を利用した地中化による整備を検討する。
- ④ 防災基盤の整備
安全な市民生活を確保するため、河川、海岸保全及び砂防施設等、各種保全施設の早期復旧においても、耐震性の強化を図るとともに、地域防災拠点及び広域防災帯等の整備による防災空間の創出を推進する。

(4) 産業・雇用の復興

災害により著しい被害を受けた地域の産業・雇用について、既存の産業活動の早期復興を図るとともに、これを機に持続的な発展を可能とする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため、産業・雇用に関する復興計画を策定する。

※想定される計画内容例を次のとおり示す。

- ① 被災事業所の早期再開支援、並びに既存産業の再建及び再構築
資金融通及び税制面における支援策のもと、迅速かつ確実な再建に向けての相談指導及び支援に係る体制を確立することにより、地域のものづくり・にぎわい拠点である中小企業及び商店街の早期再建に向けて、市民の多様なニーズ及び社会情勢の変化に対応した新たな産業ビジョンの形成及び普及に努める。
- ② 成熟社会に相応しい新産業の導入及び育成
次世代型産業を展望した構造転換に対する支援措置、起業教育の充実及び起業家の支援など、今後の地域を担う新産業の種子を定着させ、萌芽できる環境の形成に努めるとともに、面的整備事業等により良好な条件を有することになる地域において、国内外から企業誘致を促進することで、地域の活性化を図る。
- ③ 産業の配置及び広域的な連携の推進
従来を中心市街地及び副都心と、面的整備事業等により生み出される新しい都市核、並びに周辺都市拠点とが適正な役割分担のもと、社会情勢に応じた適正な都市構造の形成を図り、それぞれを多面的複合的に連結する産業基盤の充実により、安全・安心かつ機能的な連携によるネットワーク型産業拠点の配置を推進する。
- ④ 雇用の安定を支援し、産業の復興及び高度化に対応できる人材の育成
地域の基幹産業及び新産業の活力を長期的に支え得る人材を確保するため、地域の個性を体現できる教育システムの構築により育成を図るとともに、短期的には、情報提供機能の充実及び情報入手機会の拡大等を通じ、労働力の需給調整機能の強化により、自立した就業を支援する。

(5) その他

災害の規模及び社会情勢等の状況により、特に重要かつ緊急の対応が必要となる分野が生じたと認められる場合は、当該分野に係る緊急復興事業計画を策定する。